

# 建設水道常任委員会

平成28年5月18日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎坂口 徹	○井上 卓也	中川 靖広
平川 理恵	木澤 正男	奥村 容子
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	植村 俊彦	都市建設部長	谷口 裕司
建設農林課長	上田 俊雄	同 課 長 補 佐	手塚 仁
同 課 長 補 佐	井戸西 豊	都市整備課長	松岡 洋右
同 課 長 補 佐	関口 修	上 水 道 課 長	井上 貴至
上水道課長補佐	扇田 一弘	上水道課長補佐	猪川 恭弘
下 水 道 課 長	寺田 良信	同 課 長 補 佐	岡村 智生

## 3. 会議の書記

議会事務局長	黒崎 益範	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 井上委員、中川委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、最初の委員会ですので、当委員会所管の都市建設部について、異動のあった係長以上の職員及び新規採用職員の紹介を部長のほうからお願いいたします。 谷口都市建設部長。

都市建設

（ 職員紹介 ）

部長

委員長

ありがとうございます。

委員会に出席される職員以外の方は、退室していただいて結構です。

どうもお疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

（ 午前9時02分 休憩 ）

（ 午前9時02分 再開 ）

委員長

それでは、再開いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

おはようございます。

6月議会の前の委員会ということで、ひとつ皆さん方の協力をお願いしたいと思います。

特に、継続審査の関係等につきましては、都市基盤整備事業に関することについて、この関係等については、都市計画道路の整備促進あるいはJR法隆寺駅の関係等ありますけれども、一番大きな問題は、このいかるがパ

ークウェイの関係等につきましてですね、皆さん方、議員の皆さん方にも協力をいただきまして、27年度が3億円ということで、その予算がありましたけども、前に、3月議会で、町長、今度は何ぼぐらいやということで、私は5億ということをお願いしたんですけども、国のほうは、とにかく三室交差点まで早くするってということで、6億3,000万という予算を確保いただきました。これもやっぱり高市総務大臣初め、国土交通大臣の折衝もあってですね、いかるがパークウェイについては25号線の三室まで早くしようという中でございますけども、ひとつ大きな問題は、やっぱり発掘をしなければいけませんから、ことしの9月ぐらいから発掘がかかってですね、進めていきたいと思っておりますので、できる限り議員の皆さんのご協力をいただいてですね、早くこの25号、三室交差点まで開通するようにですね、努力をしてまいりたいし、その結果、斑鳩中央公民館のところが供用できるということでございますから、我々にとっても、また、議会の建設水道常任委員の皆さん方のご協力、ご支援をいただいてですね、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、この関係等につきましてははですね、あれですけども、各課報告事項につきましては、一般国道25号線の歩道設置につきましてははおおむね進んでおるわけですけども、猫坂の関係も、あと2軒の関係等についてはですね、鋭意努力をしておりますけども、1軒の阪田さんはあれとしたかて、結局へばりついてますから、隣の北口さんのほうがちょっとお母さんが、私もうここで亡くなりたいということで、交渉等をしております。息子さんにも相談しながらですね、できるだけやっぱり協力をいただくという姿勢で努力をいたしております。

あと、皆さま方に協力をいただいた、特に国道25号線のあの斑鳩iセンターからですね、みのりさんのところから、この大蓮社の前までですね、ようやく確保ができてですね、あとは残っているのは、奈良交通の前のところで右折レーンを大きくとっていきたいということで、あの工事がまだ残っております。奈良交通の、ちょっとバックをしていただくというのか、何かそういう調整を奈良国道事務所とされておりますので、でき次第、早くやっていただきたいと思ひます。

歩道の関係等についても、本当に広い歩道ですから、割とあそこの流れをこれからどうしていくのかと。やっぱり i センターへ来られて、そしてまた向こう回っていただく関係の方も、そういうことも仕向けていかなければいけないと考えております。

あとは、バリアフリーの関係等、また、公共下水道に関することについては、担当から詳しく説明させます。

あとは、熊本の震災等につきましてですね、非常に大変なことですので、今、この公営住宅1戸をですね、貸そうということで、今、調査をしながら、熊本と奈良県と相談しながら、1戸の関係等については担当から詳しく説明をさせますけども、貸していきたいというふうに、気持ちとか、姿勢に立っておりますので、その点についてもよろしくご協力のほどお願いしたいと思います。

一応、以上でございますけども、また担当から詳しく説明させますので、よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、井上委員、中川委員のお2人を指名いたします。お2人には、よろしくお願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査についてを議題といたします。(1) 都市基盤整備事業に関するることについて、①都市計画道路の整備促進に関するることについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備  
課長

①都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、報告させていただきます。

初めに、いかるがパークウェイの整備についてであります。4月26日に、平成28年度政府予算における直轄事業の事業計画が公表されたところであり。この中で、いかるがパークウェイの整備に関しましては、平成28年度事業予算として6億3,000万が確保され、事業用地

の取得、埋蔵文化財発掘調査、工事詳細設計が予定されているところがございます。今回の予算では、三室交差点までの未買収地の事業用地全てを取得する予算が確保されております。今年度末までに事業用地取得ができますよう、国と協力しながら地元調整に努めてまいりたいと考えております。

また、埋蔵文化財の発掘調査につきましては、9月末をめどに完了できますよう、現在、発注に向け、手続が進められているところでございます。

今後、町といたしましても、継続的な事業促進のため、予算確保に向けた働きかけを引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上で、①都市計画道路の整備促進に関することについての説明とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。  
中川委員。

中川委員 町長、冒頭の挨拶で、三室の交差点まで早く仕上げたいという国の方針もあって、今年度、6億3,000万の予算をつけていただいたということなんですが、前回の委員会でもお聞きしましたが、その予算の金額で、30年っていうやつが29年になったりっていうことは考えられないねんね。もうやっぱり30年は30年になるのかな、三室の交差点まで。

委員長 松岡都市整備課長。

都市整備課長 今年度に用地を取得できましたとしまして、次年度着工、岩瀬橋から三室交差点までの工事規模からしますと、早くて2年程度要するというようなことで伺っておりますので、29年度から着工をできたとして、30年度というところで、もし事業用地早く取得できますれば、補正予算等が国のほうで検討されました後、工事着工という可能性もまた今後考えられるというところでございます。

委員長 ほか、よろしいですか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

次に、② J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備課長 ② J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することにつきまして、特に報告させていただきたく事項はございません。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項についてを議題といたします。(1) 一般国道25号斑鳩町歩道設置事業について、理事者の報告を求めます。

松岡都市整備課長。

都市整備課長 それでは、各課報告事項(1) 一般国道25号斑鳩町歩道設置事業について報告させていただきます。

4月26日公表されました平成28年度政府予算における事業計画では、国道25号歩道設置事業として、8,400万円の事業予算を確保いただいているところでございます。

それでは、地区ごとの状況でございますが、まず、法隆寺地区の町営法隆寺観光自動車駐車場から法隆寺東交差点までの間の歩道設置についてで

ございます。当該区間におきまして、平成27年度末に路線北側の歩道整備が行われ、今年度、路線南側につきまして、奈良交通バスの待合所の移設時期との調整が図られながら、整備が行われていくこととなっております。

また、路線北側の住宅について用地ご協力いただき、歩道の整備がなされたところでございますけれども、事業用地として提供された後の残地部分につきましては、交渉時からの地権者からの意向もございまして、土地開発基金を活用して、町にて買収をしてみたいと考えてございます。

次に、竜田大橋西詰から三室北交差点までの区間につきましては、暫定形で整備が現在行われておりますが、昨年度に下水道管の敷設工事が完了し、今年度から国による歩道整備が再開される予定であります。現在、工事発注手続きが進められているところでございます。

以上で、一般国道25号斑鳩町歩道設置事業についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。  
中川委員。

中川委員 北側歩道の事業用地以外、残地も町の基金を活用して買収するということなんですが、その買収された土地はどのように活用されようとしているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

都市整備課長 先ほど、町長冒頭の挨拶の中でもございましたとおり、観光客の観光ルートに、今後、なつてこようかという場所がございますので、国の補助金等を活用しながら観光振興に資するものとして活用を図ってまいることとして事業用地を取得するものでございます。

中川委員 取得しはるのはそれでええねんけど、具体的にどんな、何かをつくろうとされているのか、どんな活用。

委員長 池田副町長。

副町長 今、この場で、今、課長申しあげましたように、やっぱり観光に資するような用地の土地利用したいと考えております。今、いろいろ検討いたしておりまして、まだ当委員会で、こういうものをしてほしいというようにはまだお答えできる状況にはないわけでございまして、これが報告できる状況になれば、また当委員会でご報告させていただいて、必要な予算も計上させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

委員長 ほか、ございませんか。

( な し )

委員長 それでは次に、(2)斑鳩町バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱(案)について、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備課長 それでは、各課報告事項(2)斑鳩町バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱(案)につきまして、報告させていただきます。

資料1にてご説明をさせていただきたいと思っております。資料1をお開きください。本年度から3か年事業で斑鳩町バリアフリー基本構想を策定してまいります。計画策定につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法でございますけれども、こちら、第26条第1項に規定する法定協議会を設置し、計画策定に係る協議を行ってまいりたいと考えており、協議会の設置に関し必要な事項を定めたものでございます。

それでは、資料末尾の要旨をごらんいただきたいと思います。主な規定の内容でございますけれども、まず1点目、委員の構成でございます。列記しております9つの区分からそれぞれ選任をさせていただきたいと考えてございます。

続きまして、委員の任期でございますけれども、計画策定は3か年の事業として行ってまいりますことから、委員の任期も3年として考えております。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱（案）についての報告とさせていただきます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 委員の構成のところですけども、地域住民を代表する方っていうのは、どんな方、考えていらっしゃるんでしょう。

都市整備課長 自治会のご代表でございますとか、あと、婦人会のご代表の方でございますとか、そういったところを想定してございます。

木澤委員 それなら、まだ決めてはいないって、これからっていうことですか。

都市整備課長 この要綱案を今後制定いたしまして、この後、検討をさせていただくというところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 それでは次に、(3) 公共下水道事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 寺田下水道課長。

下水道課長 それでは、公共下水道事業に関することについて、ご報告をさせていただきます。

初めに、平成28年度の面整備工事でございますが、昨年度に引き続き、龍田西2丁目地内、これはチサン3番館周辺でございますけども、集合住宅周辺などを予定しており、龍田西2丁目地内の工事につきましては、去る5月16日に指名競争入札を執行いたしております。本工事につきましては予定価格が5,000万円を超えることから、契約の締結につきましては、6月議会定例会へ議案として上程を予定しておりますので、よろしく願いをいたします。詳細につきましては、6月の開会中の委員会においてご説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

次に、公共下水道接続申請状況でございます。

資料2をごらんいただきたいと思います。平成28年3月31日、平成27年度末の状況でございます。平成27年度には250件の申請をいただき、申請総数が3,332件、利用世帯総数3,748世帯となり、接続率は67.1%でございます。前年度末と比較して、申請数は250件の増、利用世帯数で202世帯の増、接続率で0.7%の増となっております。

次に、融資あっせん利用数につきましては46件、浄化槽雨水貯留施設への転用は43件となっております。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。  
中川委員。

中川委員 これ、括弧、くみ取りトイレからの改造件数って、今回初めてなんか。前からあったんかな、これ。なかったような気がするねんけど。

下水道課長 初めて今回載せていただきました。申しわけないです。

中川委員 これは何か意味ありまんのか。

下水道課 公共下水道につなぐ場合、くみ取りトイレは3年以内に接続しなければ

長 ならないという法がございまして、それでちょっと件数をあげさせていただいております。

中川委員 くみ取りトイレは3年以内に接続せえということで、それなら浄化槽は何年でんの。

下水道課 浄化槽につきましては、速やかに接続せえということでなっております。  
長

(「何や意味ない数字や思うけどな。」と呼ぶ者あり)

委員長 木澤委員。

木澤委員 3年以内にはつながなければならないと、一応、条例で定められていますが、当然、開設されてから10何年か経ってきていますので、必ずしもその中で、3年以内に設置されている方っていうわけではないと思うんですけども、その点からすると、この数字はどう見たらいいんですかね。

下水道課 くみ取りトイレの改造につきましては、当然、建物の造作工事、また便器の購入など、工事の費用が多額になってきております。そうしたことから、経済的な問題や家屋の建てかえ計画等の諸事情を考えて、各個人の計画に合わせて接続してくださいよということでお願いをいたしております。  
長

委員長 よろしいですか。

ほかに理事者側から報告しておくことはございませんか。

上田建設農林課長。

建設農林 熊本地震による被災者へ町営住宅の提供について、報告させていただき

課長

ます。

平成28年4月14日に熊本県熊本地方を震央とする地震が発生し、建物等に甚大な被害を受け、現在も多くの方々が被災されている状況です。

こうしたことから、国から被災者の住宅確保に向けて、各自治体の公営住宅等の提供について要請があり、本町におきましても、現在、長田住宅におきまして1室の空き室がありますことから、被災者への提供可能な住宅として情報提供を行いました。

提供につきましては、県営住宅と同様に、対象者は、熊本地震により被災され住宅に困窮されている方、入居期間は、入居開始から原則1年以内、家賃及び敷金は免除としておりますが、入居者の被災状況等を勘案して、できるだけ柔軟に対応してまいりたいと考えております。

現在、本町に避難されている被災者の方1組から町営住宅の提供について問い合わせを受けており、その被災者の方と本町にお住まいの身内の方と入居に向けて調整を行っているところでございます。

また、事務手続きとともに空き室のリフォーム作業も進めているところでございます。

以上、熊本地震による被災者へ町営住宅の提供についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員

これはこれで進めていただくことに異論ないし、結構なことやと思うんですけども、以前、東日本のときもこんな形で町営住宅を提供して、入っていただけたのか、どうなのかっていうのと、その際に、今、家賃とか敷金なんかは免除っていうふうになってはいますが、それ以外に何か障害になるようなことがあったのか、その辺のところがわかれば教えていただけないかなと思うんですけども。

建設農林

東日本のときには、申し込み、問い合わせ等はありませんでしたが、実際

課長 に入居されてはおりません。そのときに、下準備、調整の中では、水道の、光熱費につきましては使用者負担になるんですけども、水道についてちょっと議論があったというふうに聞いております。

木澤委員 被災されて、生活も、なりわいも、ままならないということなので、町の方でできる対応であれば極力配慮して、使っていただけるような状況でまた交渉して行っていただきたいと思います。

委員長 中川委員。

中川委員 さっきちょっと聞き漏らしたと思うねんけど、家賃は免除で、光熱費は実費。

建設農林課長 家賃、敷金が免除で、その他は実費ということで、今現在、情報提供しております。

中川委員 これはもう、年数って、その人がずっとそのままいてる言わはったら、ずっといてられるのかな、敷金、家賃免除で。

建設農林課長 入居期間につきましては、一応、原則1年以内ということで情報提供しておりますが、被災のことですので、家屋の、今、当事者は半壊状態というふうには確認しておりますけども、その家屋の住める状況になるまでというのは、ちょっと、いたし方ないのかなというふうには、現在、考えてはおりません。

中川委員 一応、1年以内ということで募集、募集つちゅうんか案内して、それで理解して、それで申し込んできてくれはって、おうちが半壊状態で、住める状態になるって、本人がリフォームっていうのか、建てかえるのか、そういう努力しやんと住めやへん状態のままやったら、ずっと入ってもらいでええのか、それなら。

建設農林課長 あくまでもこれは一時的な、仮設住宅的な提供になってまいりますので、一応、本人さんにつきましても、復興っていうか、家、持ち家もしくはその他の状況もですね、考えていただく期間として提供させていただきますので、それはまた、その入られた方と話し合いしながら進めていきたいと考えています。

中川委員 そやから、1年以内っていう案内やったらね、やっぱり1年で出てもらうとかいうようなけじめをつけていかんとね、いつに出てもらえるかわからないっていうようなことでは、やっぱり今後のそういうときにも支障出てくるのかなとも思うし、住民の方で、いや、それは被災された方は気の毒やし、入ってもうたらええ思いますねんで。せやけど一応、住民の住宅困窮者に提供するっていう目的の住宅やから、住民の人も入りたいっていう人がね、入れなくなるっていうこともあるし、やっぱり決まりごとは決まりごとで、1年以内やったら1年以内ということは、はっきりしておいたほうがええと思うねんけど、どうでっか、副町長。

委員長 池田副町長。

副町長 災害のときの場合の対処、これはもう、どこでも一緒なんです。東日本の大震災のときでもそうでした。一般的には被災の場合、災害の場合、半年と決められておるんですけども、こういう大規模災害については、それを倍の1年間に延ばしておられます。

今、質問者もご存じだと思うんですけども、阪神淡路大震災のとき、また、今の東北でも、やはりこういう縛り、仮設住宅の入居期限も決まっているわけなんですわ、何年以内と。ただ、その人のやっぱり経済的な状況によって、例えば、どうしても、もう1年過ぎても出られないという方もおられます。年齢的なものもございます。その場合はやはり考慮して、あと半年待つからその間にきっちりやっってくださいよということで指導をしていきます。今、課長申しあげましたように、1年経って、その人の、例

えば家屋の、例えば自分の修繕の状況などを聞くなりして、そしてあと2か月待ちましょうと、こういう状況になってきますけども、今、言われておりますように、これが、例えば1年半超えて2年になるとしたら、やはり強く、より強い行政指導をして引き払っていただくというか、立ち退いていただくような、手段を選ばない状況にも、やはりなっておる自治体もございますので、やはり最終的にはそういうことにならないように、やはり初めにきっちり利用者にお話しさせていただいて、この事業を、この事業いうか、やっぱり被災者の支援を行っていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

中川委員 1年以内っていうことで、それがやむを得ず、どうしても出られない状況にある場合は、住民の人と同じようなね、最低の家賃をいただくとか、それ、入居者の方がですよ、いや、それでもええから入りたいということであれば、そないしていったほうがええのちゃうかなと。

副町長 そういうことも考えられますけども、やはり、まずは町民の町営住宅でするので、それを優先的にまず考えて、果たしてその人がずっと、例えばお亡くなりになるまでこっちで住まれるかどうかという問題もなりますし、やはりそこらも踏まえてやっぱり非常に難しい問題ですので、やはり相手の立場、また町の立場も考えながら、いろいろ協議をしていきたいと考えております。

委員長 木澤委員。

木澤委員 今回、国のほうで、熊本地震については特別災害の指定もされていますけども、今回こういうふうに町営住宅を提供をするっていうのは、国の災害対策の一環として何か活用できる制度っていうんですかね、があってそれに合致しているものなのか、それかそうでなしに、もう町として単独でこういうふうにやられるのか、その辺はどうなんですか。

委員長 上田建設農林課長。

建設農林課長 今回の国の要請につきましては、文書が、国土交通省住宅局住宅総合整備課長からの通達で通知がきておりますので、その要請に基づいてのものとでございます。

木澤委員 そうすると、家賃、敷金等は免除するという点について、国は財政的に補填をするってというような考え方なんですかね。

建設農林課長 各条件につきましては、考慮してほしいということでありまして、特段、補助の話は一切ありません。

木澤委員 本来、国がね、きちっと、災害、被災された方に対しては責任を持って対処するということであると、こういうところ、全国的に公営住宅の提供なんかがあったら、財源的な措置もね、国にさせていただきべきかなというふうには思いますが、その辺のところは、法律はまた、どういうふうになっているのかっていう点と、町としては良心的にね、こういうふうを提供していこうという姿勢は評価できるものですけども、国に対しても、やっぱりそういう対応、措置っていうのが必要じゃないかなということはね、また意見としてあげていただきたいなというふうに思います。

建設農林課長 その通知の中におきまして、公営住宅法に基づいて、準用することとなっております。その住宅法の中には、入居期限については適宜判断すること、そして、さっきおっしゃった家賃等につきましては、減免を行うことというふうになっておりまして、特に国がどうという話ではなくて、それに基づいて行っているということでございます。

委員長 平川委員。

平川委員 わからないので教えていただきたいんですけど、みなし仮設をする場合

に、全壊か半壊でないといけないっていう、何か規定があるって言うんですけど、今回、半壊っていうことでおっしゃったんですけども、特にその辺は町として住宅の被災状況っていうのは、何か考慮していることってあるんですか。

建設農林課長 全壊、半壊にこだわらず、一部損壊でも入居していただけるというようなことはできると伺っております。それは、罹災証明が、熊本市なり、被災のところから出ますので、その罹災証明書によって、入居していただく、いただけないということで判断していきたいと思います。ただし、現在、被災地は、罹災証明も遅なっているというのがニュースでも情報が伝わっておりますので、直接電話をさせていただいて、口頭でも、今後、ちょっと期限は遅くなるけども出ますという回答をいただければ、その段階で罹災を受けた方と判断いたしてまいりたいと思います。

平川委員 今回のケースは、もうその罹災証明は確認されているんですか。

建設農林課長 今回、今現在調整中の方につきましては、一応、罹災証明がおけるといふことで確認いたしております。

委員長 よろしいですか。  
ほかに理事者側から何かございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、各課報告事項については、これをもって終わります。

続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見がありましたらお受けいたします。

( な し )

委員長

ないようですので、その他については、これをもって終わります。  
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。  
それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。  
小城町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。  
どうもお疲れさまでございました。

(午前9時34分 閉会)